

岩手町・岩手町水道事業所に

建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第 100号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第27条の23第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第 115号）第 27条及び雇用保険法（昭和49年法律第 116号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第28条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 岩手町暴力団排除条例（平成24年 9 月20日条例第14号）第 2 条第 3 号又は 4 号に掲げる者及び以下の者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 町営建設工事に係る指名停止等の措置要領（平成14年訓令第 2 号。以下「要領」という。）第 2 第 1 項第 2 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 要領第 2 第 1 項第 2 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知

有資格者の名簿については、閲覧により公表します。なお、郵送による登録結果の通知は行いませんので、ご了承ください。

4 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、岩手町では、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事の5工種について格付を行います。

また、岩手町に申請する事業者のうち、給水装置工事の登録を希望する方は「給水装置工事主任技術者資格者証の写し」を、浄化槽設備工事の登録を希望する方は「浄化槽設備士資格者証の写し」を提出してください。